

## 山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)の規定に基づき実施する山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、実施要綱第3の(3)に規定する地域での食育の推進事業の円滑な推進を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助金の交付の対象及び補助率)

第3条 前条に規定する事業の経費、補助率及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請書、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事提出し、その指示を受けること。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、第4条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 事業の実施については、前項の補助金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合、事業実施主体は知事の指導・助言を受けた上で、交付決定前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 事業実施主体は、補助金の交付決定があった年度の12月末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、同年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する時期のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、当該補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項のただし書により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした事業実施主体は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、当該消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした事業実施主体は、第1項の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに、知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、事業実施主体は、当該消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(規則第13条の規定による確定をいう。)の日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払いにより交付することができる。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、補助事業の完了若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しているかを審査し、適

合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は当該命令のなされた日から20日（事業実施主体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 知事は、第5条第1項（3）の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

（1）事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項（1）から（3）までの取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第12条 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第13条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に規定する処分制限期間とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第 12 条第 2 項の規定を準用する。

#### （補助金の経理）

- 第 14 条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（様式第 11 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### （補助金調書）

- 第 15 条 事業実施主体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書（様式第 12 号）を作成しておかなければならない。

#### （地方公共団体以外に補助金を交付する際の条件）

- 第 16 条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に対し、指名停止等を受けていない旨の申立書（様式第 13 号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
  - 3 事業実施主体が補助事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容が交付申請書に具体的に記載してある場合は、「本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと」という条件を付したうえで知事の承認を受けたものとする。

#### （その他）

- 第 17 条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

【別表】

区 分	経 費	補助率	事業実施主体	軽 微 な 変 更
<p>地域での食育の推進事業</p> <p>1 食育推進検討会の開催</p> <p>2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</p> <p>3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進</p> <p>4 食文化の保護・継承のための取組支援</p> <p>5 農林漁業体験の機会の提供</p> <p>6 和食給食の普及</p> <p>7 共食の場における食育活動</p> <p>8 食品ロスの削減に向けた取組</p>	<p>事業実施主体が、区分の欄の1から8の取組を行うのに要する実施要綱別記2の第1に規定する経費</p>	<p>事業費の1/2以内</p>	<p>市町村、民間団体等及び特認団体(実施要綱別記2第2に規定)</p>	<p>1 区分の欄に掲げる1から8の取組の経費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類 別紙1

別紙1

1 事業の目的

別紙2のとおり

※ 実施要綱 別紙様式第3号別添の第3を別紙2として添付。

※ 実績報告書には、別紙様式第3号別添の第3の1から3に実績内容を入力して報告。

2 事業の内容及び計画（実績）

別紙2のとおり

3 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費 (補助事業に 要した経費) (A+B+C)	負担区分			備 考
		補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
1 食育推進検討会の開催	円	円	円	円	
2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催					
3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進					
4 食文化の保護・継承のための取組支援					
5 農林漁業体験の機会の提供					
6 和食給食の普及					
7 共食の場における食育活動					
8 食品ロスの削減に向けた取組					
合 計					

4 事業完了予定年月日 ○○ 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 市町村費 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 食育推進検討会の開催	円	円	円	円	
2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催					
3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進					
4 食文化の保護・継承のための取組支援					
5 農林漁業体験の機会の提供					
6 和食給食の普及					
7 共食の場における食育活動					
8 食品ロスの削減に向けた取組					
合 計					



6 添付書類

7 精算額及び支払方法（実績報告のみ記載）

(1) 精算額 金 円(③)

内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	精 算 額 ①－②＝③	備考
円	円	円	

(2) 支払方法

口座振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

※ 実績報告書には、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金  
計画変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、  
次の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し、金 円の追加交付（減  
額承認）を受けたいので、山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要綱第5  
条（1）の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

※ 別紙は、様式第1号の別紙1を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金  
計画中止（廃止）承認申請書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、  
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県食料産業・6次産業化交付金事  
業補助金交付要綱第5条（2）の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

〇〇 年 月 日（から〇〇 年 月 日まで）

※ 中止（廃止）に係る参考資料がある場合は、当該資料を添付すること。

番 号  
年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事



〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金  
交付決定通知書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあったこのことについては、  
山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次  
のとおり交付することを決定しました。

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりと  
する。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助金の交付条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 別表の区分の欄に掲げる1から8の取組の経費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

#### 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

#### 5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

#### 6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は〇〇 年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

#### 7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第5号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金  
交付決定前着手届

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付申請した山梨県食料産業・6  
次産業化交付金事業補助金について、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手  
したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業  
に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場  
合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、  
計画変更は行わないこととします。

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

様式第6号（第7条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金  
遂行状況報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B/A)	残高事業費	備考
	円	円	%	円	

※ 区分の欄は、別表の区分及び経費の欄の取組名を記載する。

2 事業完了予定年月日 〇〇 年 月 日

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金  
実績報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業を完了したので、山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

記

1 補助金の額 金 円

2 補助事業の内容  
別紙1のとおり

※ 別紙1は、様式第1号の別紙1を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。



様式第8号（第8条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金  
の係る消費税等仕入控除税額報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額（〇〇 年 月 日付け〇〇第 号による額の確定通知額）  
金 円
  - 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額  
金 円
  - 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額  
金 円
  - 4 補助金返還相当額  
金 円
  - 5 補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]
- ※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

※ 内訳、その他参考となる資料を添付すること。

様式第9号（第9条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金  
概算払請求書

〇〇 年 月 日付け〇〇第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 概算払請求額 金 円(④)  
内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算払請求額 ④	備考
円	円	円	円	

2 概算払請求の理由

3 支払方法

口座振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体



山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金財産処分承認申請書

〇〇 年度山梨県食料産業・6次産業化交付金事業補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第13条第3項の規定により申請します。

記

- 1 処分使用とする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由

※ その他参考となる資料を添付すること。

様式第11号（第14条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		〇〇 年度		農林水産省所管補助金（交付金）名											
事業の内容				工期			経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							国費	都道府県 費	市町村 費	その他					
						円	円	円	円	円					
計															
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第12号（第15条関係）

〇〇 年度  
農林水産省所管

〇〇 年度食料産業・6次産業化交付金事業補助金調書

県			事業実施主体名										備考
事業名	交付決定の額	交付率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 1 事業名欄には、事業の名称のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

様式第13号（第16条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体名 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び山梨県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。